

第366号

令和2年

5月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館 106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 小又貞子
印刷所:タクノ印刷

第29回 定時社員総会 のお知らせ

日時 / 令和2年5月26日 (火)

受付 14:30 開始 15:00 (予定)

社会情勢により書面総会に変更する場合があります。
詳細は決定次第ホームページ等にてお知らせいたします。
当会の総会は代議員制をとっています。
総会開催の際は、総会に参加することは出来ますが、
議決権は代議員のみとなります。

確定申告のご協力御礼・経過報告とお願ひ

若葉に風薫る爽やかな季節となりました。令和元年分の確定申告は消費税の軽減税率制度開始を始め、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長等、例年にはない緊張感がありましたが、無事に終わり皆様もほっとされていらっしゃる事と思います。

今回の確定申告では、当会の相談件数(延)2,109名中、所得税及び復興特別所得税申告書提出者数1,593名(3/31時点)、消費税申告書提出数182名(3/31時点)、という実績でした。

毎年実施しております電子申告ですが、今回の結果は、所得税及び復興特別所得税1,255名(内税理士先生による電子申告(以下代理送信)1,118名、マイナンバーカードによる電子申告(以下本人送信)137名)、所得税及び復興特別所得税申告書提出数の約79%、消費税111名(内代理送信92名、本人送信19名)、消費税申告書提出数の約61%でした。今年は申告期限延長の影響か代理送信の件数が減少し、書面による提出が増加していました。そのような中でも本人送信の件数が伸びており、皆様への周知が進んでいることが伺えました。

度々ご連絡してまいりましたが、これから確定申告は、ペーパーレス化の流れにありますので、既に電子申告をされている方、パソコンを利用している方、国税庁のホームページで作成された方につきましては、税務署から確定申告の用紙が送付されません。今後従来の用紙を希望される方、又ご心配な方は、当会事務所に用紙をご用意しておりますので、お問い合わせください。

今回初めて電子申告(代理送信)をされた方には、電子申告利用者識別番号通知等を申告書の控えと共に発送しております。今後も電子申告をする際に必要となりますので、大切に保管されますようお願いいたします。令和2年分の申告より、青色控除額65万円の要件に「電子申告」又は「電子帳簿保存」が追加となります。書面で提出されていた方は是非、電子申告をご検討ください。これから電子申告(本人送信)について考えていらっしゃる方は随時事務所でご相談を承っております。ご連絡をお待ちいたしております。

(一社) 戸塚青色申告会事務局より

所得税及び復興特別所得税の予定納税について

予定納税が
必 要 な 方

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した「予定納税基準額」が15万円以上となる場合、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付することとなっています。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から『予定納税額の通知書』が送付されます。

納付額及び
納付期間

予定納税額及びその計算の詳細は『予定納税額の通知書』に記載されています。「予定納税基準額」の3分の1の金額を、第1期分として7月1日（水）から7月31日（金）までに、第2期分として11月1日（日）から11月30日（月）までに納付をしてください。

なお、振替納税をご利用の方は7月31日（金）と11月30日（月）が口座からの振替日となります。

予定納税の
減額申請

令和2年6月30日の現況で、廃業・休業・業況不振などの理由により、令和2年分の「申告納税見積額」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる方は、7月15日（水）までに『予定納税額の減額申請書』を税務署に提出してください。税務署からの書面の通知により承認されれば、予定納税額は減額されます。

消費税及び地方消費税の中間申告について

中間申告が
必 要 な 方

令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告により確定した消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、令和2年分の消費税及び地方消費税の中間申告が必要です。

※ 消費税額が400万円を超える方は国税庁HPをご覧ください。

納付額及び
申告納付期限

令和元年分の消費税額の12分の6の消費税額と、その78分の22の地方消費税額を記載した『中間申告書』を税務署から送付しますので、『中間申告書』に必要事項を記載のうえ8月31日（月）までに税務署に提出するとともに納付をしてください。

なお、振替納税をご利用の方は9月28日（月）が口座からの振替日となります。

仮決算による
中間申告

令和元年分よりも売上が著しく低下した場合は、令和2年1月から6月までの仮決算を行い、それに基づいて納付すべき税額を計算し、8月31日（月）までに申告・納付をすることもできます。

なお、この計算により税額がマイナスとなっても還付を受けることはできません（中間申告税額は0円になります。）。

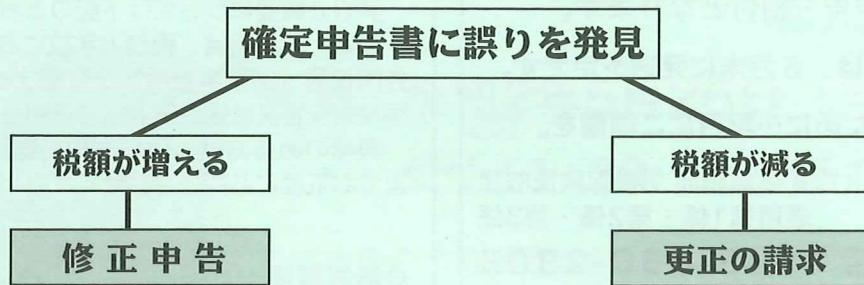


土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

戸塚税務署

令和元年分の所得税及び復興特別所得税・消費税の確定申告書を提出された方へ

既に確定申告書を提出された方は、計算間違いや記入漏れがないか、今一度確認をお願いいたします。申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。



◇正しく計算したら税額が増える場合（売上の計上漏れ等）

→ **修正申告** 税務署から更正の通知が来る前に申告書を提出し増加した税額を納付してください。

◇正しく計算したら税額が減る場合（経費の計上漏れ等）

→ **更正の請求** 変更理由の基礎となる事実を証明する書類を添付し、更正の請求書を提出してください。

※医療費控除を明細書のみで受けられた方は、修正・更正の時は医療費の領収書の添付が必要です。

修正申告・更正の請求に該当する場合は、既に提出した申告書と決算書の控え、印鑑、マイナンバーのコピー等をご持参ください。また更正の請求の際には、上記のとおり添付書類も必要になります。

消費税軽減税率スタートを受けて

令和元年分の確定申告から「消費税の軽減税率制度」が導入されました。軽減税率制度は今後も続く見通しですので、ポイントをいくつかご紹介したいと思います。記帳の際に参考にしていただければ幸いです。

これまで決算書があれば消費税の申告書の作成が可能でしたが、一部金額の内訳が必要となります。例えば、接待交際費の中に取引先への手土産としてお菓子等の食品を購入した場合には軽減税率の対象となりますので、他のものと分けて集計する必要があります。また、現場経費に含まれるお弁当や自販機で購入された飲み物も同様に集計が必要となります。

今回ご紹介したのは一例にすぎませんので、気になることがありましたら事務局（045-881-8558）までお問い合わせください。

令和元年分の申告で課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方へ

令和3年は、消費税の課税事業者となります。

消費税の計算方法には、①本則課税 ②簡易課税 の2種類があり、簡易課税制度の適用を受けたい事業者の方は、その特例の適用を受けたい旨の届出書（ただし、元年の課税売上高が5,000万円以下である事業者の方に限ります。）を、令和2年中に提出しておく必要があります。また、簡易課税制度の適用を既に受けている方で、簡易課税制度の適用をやめたい方（ただし、簡易課税は2年間はやめられません。）は、簡易課税不適用の届出書を、令和2年中に提出しておく必要があります。

計算方法の選択は事業者の方の有利選択となりますので、細かく知りたい方は、お気軽に事務局までご相談ください。ご相談の際は、令和元年および令和2年の帳簿、決算書及び確定申告書の控えを必ずご持参ください。

労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、

6月1日(月)～7月10日(金)です。

電子申請でも申告可能です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送予定です。

正しい申告のために…早目にご準備を。

お問い合わせは…

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係

電話：045-650-2803

尚、(一社)戸塚青色申告会の労働保険事務組合員の皆様には、既に資料を送付しており、ご提出いただいているはずですので、年度更新手続きは当組合で行います。

一般社団法人 戸塚青色申告会
労働保険事務組合・建設業組合 事務局

帳簿の印刷サービス始めました

会員の皆さまからのご要望の多かった帳簿の印刷サービスを開始いたしました。下記の要領で承ります。

- ・ブルーリターンAご利用の方
- ・1年分 3,000円(税込)
- ・データを保存したUSB又はPCをご持参ください。

詳しくは戸塚青色申告会事務局までお問い合わせください。
電話：045-881-8558

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

角田 清一 様 崇 区
岩崎 勝美 様 崇 区
今井 憲治 様 崇 区
横山 文雄 様 泉 区
三ツ橋 治夫 様 戸塚区
持田 隆義 様 泉 区
浅見 正男 様 崇 区
石川 三次 様 泉 区
佐藤 宣臣 様 戸塚区
浅見 守 様 崇 区

計

報

2020年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各國税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

◇試験概要

2020年度の試験概要については、令和2年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇問い合わせ先

東京国税局総務部人事第二課試験係
(TEL. 03-3542-2111 内線2162)

【参考：平成31年度の実施状況】

◇最終合格者数(全国)：227名

◇受験資格

平成31年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 受験申込受付期間 | 8月中旬 |
| (2) 試験実施期間 | 9月から12月まで |
| (3) 最終合格発表 | 12月下旬 |

会の動き

◆報告(前号予定に掲載されなかった分)

4月17日(金) 会計監査 (事務所)
4月27日(月) 理事会 (法人会館B会議室)

◆予定

5月26日(火) 総会 (法人会館中小会議室)
6月2、9、16、23(火)
複式簿記教室 (法人会館A会議室他)

編集後記

定年退職を機に、僅かばかりの空地を耕し家庭菜園作りの仲間入りをした。家庭で出る野菜くずは刻んで畑に埋めるので、生ゴミの減量にもなり一石二鳥である。

未だ初心者には易しい接木苗や玉葱、大根類が多いが、実に沢山採れる。土壤作りや追肥の時期、連作障害を勉強してみると野菜作りは奥が深く、厄介で難かしいことが次第に判ってきて、農家の方のご苦労が少しだけ理解できた気がする。

今年もそろそろ夏野菜の季節になるが、目的を持って何かを続ける毎日が、案外ボケ防止の秘訣かもしれない自分なりに感じている。

広報委員 鈴木 繁

※ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。